第七の次に次のように加える。

第八　インマルサット携帯移動地球局のインマルサットＧＳＰＳ型の無線設備

一　一般的条件

第一の一の条件に適合すること。

二　送信装置

1　等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）一・五デシベルから（＋）一・五デシベルまでの範囲とする。

区別	等価等方輻射電力
主として船舶に設置されるもの	（一）七デシベルから（＋）九デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする。以下この表及び2の表において同じ。）までの範囲
主として自動車その他の陸上を移動するものに設置されるもの	（一）五デシベルから（＋）一一デシベルまでの範囲
その他のもの	（一）七デシベルから（＋）五デシベルまでの範囲

2　搬送波を送信していないときの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる周波数帯に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	等価等方輻射電力
九kHz以上五〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八五デシベル以下
五〇MHz以上五〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）八五デシベル以下
五〇〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が（一）八五デシベル以下
一、〇〇〇MHz以上一、五九六・五MHz未満	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、五九六・五MHz以上一、六〇六・五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六〇六・五MHz以上一、六一六・五MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六一六・五MHz以上一、六二一・五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六二一・五MHz以上一、六二四・五MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六二四・五MHz以上一、六二六・五MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未満の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合は任意の二五kHz幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六二六・五MHz以上一、六六〇・五MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未満の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合は任意の二五kHz幅における平均電力が（一）八四デシベル以下
一、六六〇・五MHz以上一、六六二・五MHz未満	搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz未満の場合は任意の七・五kHz幅において、搬送波の基本周波数からの離調周波数が四五〇kHz以上の場合は任意の二五kHz幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六六二・五MHz以上一、六六五・五MHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六六五・五MHz以上一、六七〇・五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六七〇・五MHz以上一、六八〇・五MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六八〇・五MHz以上一、六九〇・五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下
一、六九〇・五MHz以上一二・七五GHz未満	任意の三MHzの帯域幅における平均電力が（一）七五デシベル以下

三　受信装置

副次的に発する電波等の限度は、第八の二の2に規定する等価等方輻射電力の値を超えないものであること。